

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和1年12月24日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input checked="" type="radio"/> 知事 <input type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	茨城県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	7
5. 独自利用事務の事例番号	113-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.pref.ibaraki.jp/kikaku/joho/it/mynumber/dokuzi/dokuziriyouzimu.html

執行機関名 茨城県知事

知事等(教育委員会)が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	私立の高等学校等(特別支援学校の高等部及び高等専門学校を除く。)又は高等学校の専攻科に在学する生徒の教育に係る経済的負担を軽減するための補助金(私立の高等学校等の設置者が行う入学金又は授業料の減免に係るものに限る。)の交付に関する事務であって規則で定めるもの(高等学校の専攻科の生徒を除く。)
② 番号法別表第1の項	91	
③ 番号法別表第2の項	113	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成28年茨城県条例第16号) 別表第1の3の項 私立の高等学校等(特別支援学校の高等部及び高等専門学校を除く。)又は高等学校の専攻科に在学する生徒の教育に係る経済的負担を軽減するための補助金(私立の高等学校等の設置者が行う入学金又は授業料の減免に係るものに限る。)の交付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号) 第1条	私立高等学校等授業料軽減事業費補助金交付要項 第1条
⑥ 事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとするにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第1条 知事は、私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人(茨城県内に中等教育学校後期課程、高等学校全日制課程及び専修学校高等課程(以下「私立高等学校等」という。)を設置する学校法人をいう。以下「学校法人」という。)が行う生徒の授業料軽減の事業の助成をするため、私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)第10条の規定により、学校法人に対し、授業料軽減の事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金の交付については、茨城県補助金等交付規則(昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。
⑦ 独自利用事務の関連規範		私立高等学校等授業料軽減事業費補助金交付要項